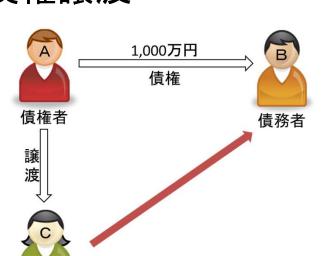


⑩債権譲渡

- ▶ 債権も、不動産のような「物」と同様に売却する ことができる
- ▶ 債権売買の法律関係を学びます





譲受人

- ➤ A·C間の債権譲渡は自由にできる
- ▶ 債務者Bの承諾は不要

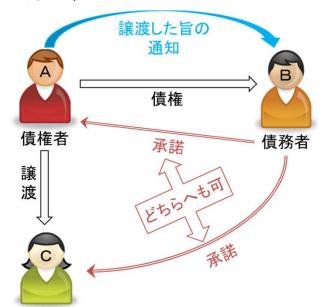
※ 債務者Bが債権者が変わることを望まない場合は、 事前にA・B間で<mark>譲渡禁止特約</mark>を結ぶことができる ただし、この譲渡禁止特約は、

善意・無重過失の第三者には対抗できない

権利関係

譲受人

債権譲渡~債務者に対する対抗要件



①譲<mark>渡</mark>人Aから債務者Bへの債権を譲渡した旨の通知

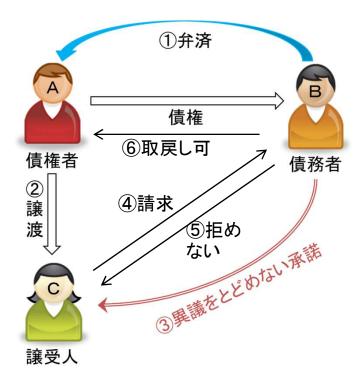
もしくは

②債務者Bの<mark>承諾</mark> (譲渡人A・譲受人Cどちらに対する承諾でも 良い)

※譲受人による、譲渡人に「代位して」の通知はダメ 譲受人が譲渡人の「代理人」となっての通知はOK

権利関係

債権譲渡~異議をとどめない承諾



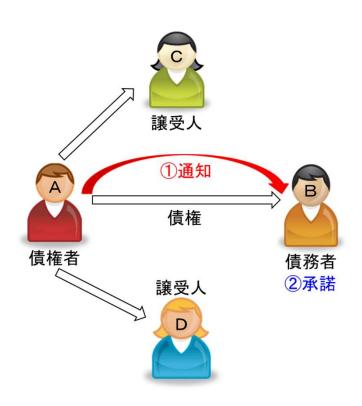
債務者Bが債権者Aに債務を弁済した後、 Aが消滅したはずの債権を第三者Cに譲渡

Bが無条件にその譲渡を承諾すると、 債務者は譲受人からの請求を拒むことがで きない

※ただし、債務者は、譲受人に弁済した時は、元の債権者から弁済分を取り戻すことができる

権利関係

債権譲渡~第三者に対する対抗要件



債権者Aが債務者Bに対する債権を、C・Dに二重譲渡した場合

- ⇒ C·Dどちらが
 - ①確定日付のある通知

もしくは

※確定日付:内容証明郵便など

②確定日付のある承諾

を得たかによって優先する

どちらの譲渡についても確定日付のある通 知がなされた場合

- ⇒ 到達の先後により優先される
- ※ 同時に到達した場合は、C・Dともに請求できる 債務者Bはいずれか一方に支払えば足

りる

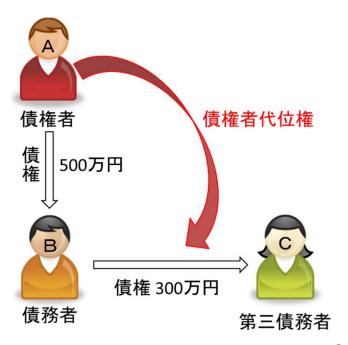


債権者代位権

債権者が、自己の債権を回収するため、債務者の権利を代わりに行使する

【要件】

- ①債務者が無資力であること
- ②債務者自ら権利を行使していないこと
- ③債権者の債権の弁済期が到来していること
- ④債務者の一身専属権でないこと



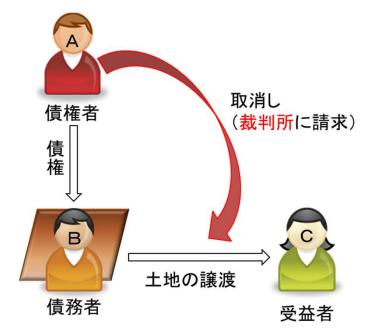


詐害行為取消権

債権者が、自己の債権を回収するため、債務者が行った法律行為(詐害行為)を 取り消すこと

【要件】

- ①債務者が無資力であること
- ②詐害行為の前に債権を取得していること
- ③財産権を目的とした法律行為であること
- ④債務者と受益者の双方が詐害の意思を 有すること



宅建資格試験を受験されるあなたは、 必ず「短期宅建合格マニュアル」を入手してください。

マニュアルは<u>こちら</u>のホームページから無料でダウンロードできます http://akazawa-kantei.com/

なお、本編のパワーポイントの資料は、 日建学院の「一発合格!どこでも学ぶ宅建基本テキスト2019年版」を 参照して作成しています。

